

「柏崎市福祉資格取得支援補助金」のお知らせ

福祉事業所に勤務する方のスキルアップや職場への定着を支援するため、対象となる研修などを修了または試験に合格した職員を雇用している事業者に、対象経費の一部を補助します。

1 申請できる方

柏崎市内の福祉事業所を運営する事業者

*ただし、2の補助対象要件に当てはまる方が対象です。



2 補助対象要件（次の全てに当てはまる方）

- 柏崎市内の福祉事業所を運営していること、または、令和8（2026）年度に柏崎市内に開設が見込まれる福祉事業所を運営すること
- 令和8（2026）年度内に、補助の対象となる研修などを修了または試験に合格した職員を雇用していること
- 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと

3 対象となる研修など

No.	対象研修・講習会	対象経費	補助率	補助上限額
1	強度行動障害支援者養成研修（基礎）	職員の研修受講費用 ※受講費用に含まれていないテキスト代などは除く。	1 / 3 ただし、補助対象事業の修了に関する手当制度（修了により給与が上がるもの）を整備している場合は、 2 / 3	2千円
2	強度行動障害支援者養成研修（実践）			2千円
3	医療的ケア児等コーディネーター養成研修			4千円
4	重症心身障害児者・医療的ケア児者支援者養成研修			2千円
5	相談支援従事者初任者研修（区分1）			1.4万円
6	相談支援従事者初任者研修（区分2）			6千円
7	相談支援従事者主任研修			1.1万円
8	相談支援従事者現任研修			9千円
9	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修			2千円
10	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修			2千円
11	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修			2千円
12	同行援護従業者養成研修			3千円
13	重度訪問介護従業者養成研修			2万円
14	喀痰吸引等研修（第三号研修）基本研修			2千円
15	喀痰吸引等研修（第三号研修）基本研修（現場研修）及び実地研修			1万円
16	社会福祉士実習指導者講習会			2万円
17	精神保健福祉士実習指導者講習会			2万円

* 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

4 申請方法

補助の対象となる研修などを修了または試験に合格した後、「柏崎市福祉資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）」に必要な書類を添えて提出してください。

提出書類

- 柏崎市福祉資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 所要額内訳書
- 補助対象事業の修了又は合格を証する書類（写し）
- 対象職員の市内事業所での所属を確認できる書類（労働契約書の写しなど）
- 給与の手当制度の内容を確認できる書類（給与規程など）
- 確約書

5 申請期限

- 令和8（2026）年 4月～ 6月に修了・合格 ⇒ 令和8（2026）年 7月末日まで
- 令和8（2026）年 7月～ 9月に修了・合格 ⇒ 令和8（2026）年10月末日まで
- 令和8（2026）年10月～12月に修了・合格 ⇒ 令和9（2027）年 1月末日まで
- 令和9（2027）年 1月～ 3月に修了・合格 ⇒ **令和9（2027）年 3月末日まで**



*** 研修修了日などが令和9（2027）年1月1日以降の場合は、3月末日までに申請してください。**

*** 研修修了日などによっては、申請期間が短くなる場合があります。ご注意ください。**

6 申請後

審査後、柏崎市から「柏崎市福祉資格取得支援補助金交付決定通知書兼確定通知書」が送付され、確定通知日から30日以内に補助金が交付されます。

7 注意事項

- 補助金の交付は、1人につき、補助の対象となる研修・講習会ごとに1回限りとなります。（No.7 相談支援従事者主任研修、No.8 相談支援従事者現任研修、No.11 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修を除く。）
- 研修費などの支払いを事業者が負担していない場合（職員の個人負担の場合）、交付された補助金は、必ず対象の職員に交付してください。
- 交付決定後に不相当と認められる事由が生じた場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

8 その他

「福祉資格取得支援補助金」のほか、「障がい相談支援専門員定着支援金」が創設されました。こちらも活用ください。

	福祉資格取得支援補助金	障がい相談支援専門員定着支援金
申請者	福祉事業所を運営する事業者（法人）	相談支援専門員（個人）
申請のタイミング	所属する職員が、対象となる研修などを修了または試験に合格後、申請期限内に申請	相談支援専門員の初任者研修または現任・主任研修修了後、申請期限内に申請



↑ 柏崎市HP

【申請・お問い合わせ先】

柏崎市福祉保健部福祉課 障害相談係（市役所1階）
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
電話：0257-21-2357（障害相談係直通）
FAX：0257-21-1315（福祉課直通）
ホームページ：https://www.city.kashiwazaki.lg.jp
Eメール：fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp